

## 藤沢市教育委員会 3月臨時会議録

日 時 2020年（令和2年）3月2日（月）  
午後6時00分  
場 所 本庁舎3階 3-3会議室

- 1 開会
- 2 会議録署名委員の決定
- 3 教育長報告（新型コロナウイルス感染症対策について）
  - (1) 臨時代理の報告について
  - (2) 学校における対応について
  - (3) 社会教育施設等における対応について
- 4 閉会

出席委員

1 番 平 岩 多恵子  
2 番 大 津 邦 彦  
3 番 飯 島 広 美  
4 番 木 原 明 子  
5 番 市 村 杏 奈

出席事務局職員

教育次長	須 田 泉	生涯学習部長	神 原 勇 人
教育部長	松 原 保	生涯学習部参事	齋 藤 拓 也
教育部参事	佐 藤 繁	教育指導課長	窪 島 義 浩
学務保健課長	近 尚 昭	学校給食課長	新 井 弘 行
学校施設課長	山 口 秀 俊	生涯学習総務課主幹	峯 千 鶴
教育総務課主幹	須 藤 和 久	教育指導課主幹	坪 谷 麻 貴
学務保健課指導主事	市 川 明 美		
書 記	鈴 木 憲 二 郎		

平岩教育長 　ただ今から、藤沢市教育委員会 3 月臨時会を開会いたします。本日については、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、2 月 27 日に開催された国の新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、内閣総理大臣が、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校に対して全国一斉の臨時休業を要請する方針を示したことに伴い、2 月 28 日に文部科学事務次官から、本日 3 月 2 日から春季休業の開始日までの間、臨時休業を行うよう通知がありました。こうした状況の中で、本日 3 月 2 日からの教育委員会としての対応等について、教育長臨時代理を行った事項も含め、ご報告させていただきますため、開催するものです。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

平岩教育長 　それでは、会議録署名委員を決定いたします。本日の会議録に署名する委員は、2 番：大津委員、5 番：市村委員にお願いしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

それでは、本日の会議録に署名する委員は、2 番：大津委員、5 番：市村委員にお願いいたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

平岩教育長 　それでは、教育長報告（新型コロナウイルス感染症対策について）を行います。（1）臨時代理の報告について、及び、（2）学校における対応につきましては、関連した内容であることから、一括して報告を行います。報告の内容については、事務局からご説明いたします。

松原教育部長 　それでは、（1）臨時代理の報告について（新型コロナウイルス感染症対策のための藤沢市立学校における一斉臨時休業について）ご報告申し上げます。

教育委員会会議の議案として提出すべきところ、臨時会を開催する暇（いとま）がなく、緊急やむを得ない事情だったことから、藤沢市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第 3 条第 1 項の規定により、2 月 28 日付けで、臨時に代理したものです。

このことから、同規則第 3 条第 2 項の規定により、教育長が臨時に代理した場合においては、次の教育委員会の会議に報告しなければならないことから、本日ご報告させていただくものです。

議案書の 3 ページをお開きください。

「新型コロナウイルス感染症対策のための藤沢市立学校における一斉臨時休業について」、でございます。

2 月 27 日に開催された新型コロナウイルス感染症対策本部において、今がまさに感染の流行を早期に終息させるために極めて重要な時期である

ことを踏まえ、何よりも子供たちの健康・安全を第一に考え、多くの子供たちや教職員が、日常的に長時間集まることによる感染リスクに予め備える観点から、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校における全国一斉の臨時休業を要請する方針が内閣総理大臣より示されました。

このことに伴い、文部科学事務次官から、「新型コロナウイルス感染症対策のための、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における一斉臨時休業について（通知）」により、本年3月2日（月）から春期休業の開始日までの間、臨時休業を行うよう通知がありました。

このことを受け、藤沢市立学校の管理運営に関する規則第3条第6号の規定に基づき、本市立学校において本年3月2日から3月25日まで臨時休業を定めるものでございます。

それでは、臨時代理書を読み上げます。（臨時代理書朗読）

以上、臨時代理の報告について（新型コロナウイルス感染症対策のための藤沢市立学校における一斉臨時休業について）のご報告とさせていただきます。

続きまして、（2）学校における対応についてご報告申し上げます。

藤沢市立学校における対応につきましては、2月28日に臨時的校長会を開催し、全校長に周知を図りました。

対応の具体につきましては、資料の10ページをご覧ください。

1. 臨時休校の期間につきましては、先ほども申し上げましたとおり、3月2日から3月25日とし、休校明けは引き続き学年末・学年始め休業となります。

2. といたしまして、臨時休校期間中の特別な対応として、3点設定してございます。

1点目は小学校・中学校の登校日についてでございます。児童生徒の長期にわたる家庭生活に備え、休校の趣旨の徹底や学習課題の準備に要する時間確保の観点から、3月5日に位置付けたものでございます。

2点目は卒業式についてでございます。記載の日時で実施いたしますが、来賓の参列を見合わせるなど、式典参列者を制限するとともに、従来の式典内容を割愛し、規模を縮小して実施いたします。

3点目は修了式・離任式でございます。3月25日に実施いたしますが、こちらも放送により実施するなど、形態を従来とは変えて実施いたします。

休校期間中に特別な対応として行うものについては、いずれも、感染拡大防止の観点から、時間を短縮して実施いたします。

続きまして、3. 特別支援学校、特別支援学級児童生徒の対応について

でございます。

通常学級に通う児童生徒については、原則、家庭での生活となりますが、特別支援学校、特別支援学級に通う児童生徒につきましては、家庭において一人で過ごすことが難しい状況にあるお子さんもいることから、資料でございます状況にあてはまる場合に限り、学校を居場所として開放いたします。

続きまして、資料の 11 ページをご覧ください。

その他の対応として、主なものについてご説明いたします。

休校中の学習保障につきましては、4に記載のとおり、学校から課題を提示するとともに、インターネット端末を活用した学習ツール等を紹介するなど、家庭学習の支援を図ってまいります。

併せて、年度途中で授業が打ち切りになったことから、これまでの履修状況を把握し、履修漏れになることがないように対応してまいります。

休業期間中の児童生徒の様子につきましては、7に記載のとおり、連絡メールや電話、必要に応じて家庭訪問を行うなど、家庭との連絡を緊密にとりながら、把握に努めてまいります。

その他、学校の対応ではございませんが、14に記載してございますとおり、市として児童の居場所となる児童クラブを朝から開所して対応しているところでございます。

現時点での対応につきましては、以上でございますが、今後につきましては、感染状況等を踏まえながら、柔軟に対応してまいりたいと考えております。

以上で「臨時代理の報告」ならびに「学校における対応について」の報告を終わります。

平岩教育長

報告が終わりました。ただ今の報告につきまして、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

飯島委員

このような状況の中でやむを得ない措置であったと理解いたします。そして、安倍総理の要請があってから間もない中でいろいろなことを決定し、諸団体、学校等との連携を密にしながら決定に行き着いた事務局のご苦勞を多といたします。それを踏まえて、いくつか質問させていただきます。

1点目として、修了式を行うとの事ですが、中学校では年度末試験が終了している、また小学校では、ほぼ学年の教育過程は終了していて学年末の通知表は出せる準備ができる、との理解でよいでしょうか。2点目、未履修の単元については新年度の学年を進級した時点で履修するようになると思われるが、子どもたちには多大な負担が掛からないよう

に十分な配慮の上で学習指導を行っていただきたいと思います。その上で、「家庭学習における補助教材として学習ツールを活用する」ということを各家庭にお知らせをする、とのことですが、具体的なツールの内容を教えてください。

窪島教育指導課長 1点目の通知表についてですが、これは今までの学習内容の中での判断となりますので問題なく通知表は出せる状況です。2点目の次年度に学年が上がってから未履修部分の学習方法ですが、次学年の学習時間の中で履修することは十分に可能であるとの判断です。

また、家庭学習での補助教材については、文部科学省の方からも、普段の家庭生活の中で学習に置き換えられるもの、と示されておりますので、同様なことを各学校へも示していきます。

飯島委員 11ページに記載されている、学習ツールについては、どのようなものでしょうか。

窪島教育指導課長 学習ツールにつきましては、教育クラウドサービスを利用して、インターネットを通じて自宅からログインをし、ツールに繋がるようになっています。

飯島委員 多くの児童生徒が同時に利用は可能でしょうか。

窪島教育指導課長 可能なものでございます。

松原教育部長 インターネット環境が整っている上で利用ができることなので、家庭学習の一つとして、学習ツールの紹介をしていきます。

飯島委員 続いて質問いたします。特別支援学校、特別支援学級については、送迎が可能な児童生徒で、ひとりで過ごすことが難しい児童生徒とありますが、開始された本日は利用した児童生徒は何人いますか。

佐藤教育部参事 ただ今の質問内容から、白浜養護学校の部分に関してお答えします。白浜養護学校では、対象の児童生徒には事前に相談を受けてから受け入れの対応へ移行するという段階を追っています。原則として、送迎は保護者が行い、給食の用意はなし。という限定付きで受け入れが可能となっています。現在、学校への相談は3件です。

平岩教育長 実際に学校へ来ている子はいますか。

佐藤教育部参事 本日付けで3人の利用がありました。続けて、特別支援学級についてですが、こちらは3月5日以降の平日の利用が可能となっております。3月2日現在の利用者はおりません。

飯島委員 児童クラブの開所を予定しているとのことですが、報道等でもあるように、職員の確保が非常に難しいと伝えられていますが、藤沢市の状況はどうでしょうか。また、本日8時から開設の現状はあったのでしょうか。

- 佐藤教育部参事 子ども青少年部へ確認を行ったところ、市内 65 児童クラブのうち、本日 8 時から開所している児童クラブは 64 クラブ、8 時半からの開所が 1 クラブとのことです。
- 飯島委員 職員の確保についてはどうでしょうか。確保されていなくても開所に踏み切っているのか、十分な確保がある前提で開所しているのか、どちらでしょうか。
- 佐藤教育部参事 開所の準備が整った上での開所なので、完全とは言えない状況の中だとは思いますが、今日現在、報告の通り開所に至っております。
- 大津委員 特別支援学校と特別支援学級では先ほどの報告で、今日現在 3 名の利用があったとのことですが、想像より利用者が少ないと感じました。少ない理由として、自宅での見守りが十分にでき家庭内で過ごせるなどの良い理由があり学校の利用が少ないのであればよいのですが、たとえば送迎と給食がないことが理由で利用者が少ないなど、利用に関しての理由を分かる範囲で教えてください。
- また、学校の居場所について、場所だけの提供を考えているのか、または活動プログラムのようなものも考えられているのか、教えてください。
- 佐藤教育部参事 白浜養護学校の居場所に関する内容ですが、本日確認をとった際に、今後の推移についても確認をしました。現在は 3 人ですが、今後は増えていくことが考えられるとの事でした。最終的な人数はわかりませんが、本日はまだ週が明けて間もないので、この人数なのでは、と考えています。
- 窪島教育指導課長 居場所についてですが、具体的なプログラムを作成することではなく、教育課程としての居場所をつくる、というよりも、家庭での居場所が確保できない、とする中での居場所の確保ですので、プログラムよりも、子ども一人ひとりが過ごせる場所の提供ということが主となっております。
- 大津委員 障がいの特性によっては、ある程度プログラムができていないと不安になる子もいるかと思いますが、そのような児童生徒にはどのように考えていますか。また、職員が対応できる体制はどの程度整っているのか、教えてください。
- 松原教育部長 今回の対応にあたっては臨時の校長会を開催し、説明をした中でも、学校長から同様の質問がありました。子どもたちに対するプログラムの活動内容については、先ほど説明したように、教育課程には位置づけがない、としながらも、ただ単に子どもたちの居場所としての受け入れは難しいのではないかと考えています。プログラムをどの程度設定するの

か、などについては学校との連携を図りながら調整していきたいと思っています。

また、職員の体制ですが、基本的には通常と同じく、登校してきた子を職員が対応することには変わらないので、状況によっては介助員等を配置をするなど、いずれにしても、子どもたちの安全を十分に確保できるように体制を整えていきたいと考えています。

平岩教育長 1点、確認させていただきます。特別支援学校と、特別支援学級について、児童生徒が登校してきた場合は、それぞれの担任の先生が、基本的にはその居場所を担当することでよろしいでしょうか。

松原教育部長 配慮を要する児童生徒がいることなので、普段から人間関係ができ、関わり慣れている教員が対応しないと難しい状況もあります。よって、普段から関わり合っている、担当の教員が関わっていくことが基本だと考えております。

市村委員 11ページの14番について、普段から児童クラブ等を利用している家庭が多いと思いますが、例えば勤務時間が短く放課後には自宅に保護者がいるため児童クラブを利用していないなど、普段から長時間のお留守番をさせたことのない家庭もあると思います。そのようなご家庭への配慮は考えられているか、児童クラブでの受け入れが可能なのか、何か対策を検討しているかお聞かせください。

須田教育次長 まだ対応が始まったばかりであり、今後課題が様々に出てくるのが考えられます。そのため、現在の対応が最善とは限らないことをまずご理解いただければと思いますが、児童クラブについては、現在のところ、登録している児童が対象となっておりますので、地域の中でも居場所づくりができないか等の希望が出てくることもあると思います。また、対応の前提である外出を控えることや、在宅ワークなどの奨励など、様々な状況も付随してくるので、ニーズについての情報収集を慎重に行い、課題によっては検討・対応する内容も出てくるものと考えております。

市村委員 今現在は、同様の理由で困っている家庭などから、要望の電話等は来ていませんか。

佐藤教育部参事 インターネットのウェブサイトなどにおいて、同様のご心配の声をいただいております。

木原委員 特別支援学校に来ている児童生徒は、健康確認ができています。児童生徒とされていますが、その他、特別支援学級や児童クラブではどのように健康確認ができていますのか、教えてください。また、出勤してくる教職員はどう規定されているのか、教えてください。

市川学務保健課指導主事 特別支援学校の児童生徒と同様に、学童クラブへ通う児童についても、検温をし、健康確認をしていることを聞いております。合わせて教職員につきましても、出勤前に健康状態を把握し、検温をした上で、健康な状態の職員だけが出勤をするように指示をしています。

平岩教育長 その他、ありますか。  
ないようですので、これらの報告を終わります。

続きまして、(3) 社会教育施設等における対応について、報告内容は生涯学習部からご説明いたします。

神原生涯学習部部長 (3) 社会教育施設等における対応について説明いたします。  
議案書 12 ページをご覧くださいと思います。こちらは生涯学習部における各課の関係資料をまとめたものです。各課の市の主催事業等につきましては、藤沢市健康危機管理対策本部会議で決定をした藤沢市が主催するイベント等の取扱いについて3月末日までの対応方針にのっとり、原則、延期ないしは中止の措置をとっています。

次に各施設の状況について説明します。公民館の貸館については、通常通りとしております。ただし、使用する場合には市の対応方針を説明し、感染症対策を講じるなどの適切な使用方法をお願いしております。

また、併設される図書室内の閲覧スペースについては3月2日から3月末日まで利用中止としております。

次に郷土歴史課の藤沢宿交流館では、施設利用については通常通りとなっています。なお、郷土歴史課が所管をしている、小田急湘南ゲート内、藤沢南図書館に併設の藤沢市民ギャラリー常設展示室については、本日3月2日より、小田急湘南ゲートが営業時間を19時までとなりましたので、同様に3月2日から3月17日までの間、平日は、通常の20時までではなく、19時までの変更措置をとっています。

文化芸術課では市民会館、市民ギャラリー、アートスペース、湘南台文化センターがございます。施設の貸館使用については通常通りです。ただし、湘南台文化センターの中のこども館については施設の特性を考慮し、2月29日から3月31日の間、臨時休館としております。

続いて、スポーツ推進課ですが、秩父宮記念体育館、秋葉台文化体育館、秋葉台公園プール、石名坂温水プール、八部公園プールがあります。施設の貸館使用については通常通り行っています。ただし、室内プール、トレーニングルーム、サウナ、浴室につきましては、2月29日から3月31日まで利用を中止してしております。スポーツ推進課が所管をしている学校体育施設の開放事業については、3月2日から3月31日

の間全小中学校 54 校の校庭及び体育館において、利用中止の措置をとっています。ならびに、学校の夜間照明施設につきましても、明治小学校、御所見中学校、長後中学校の 3 校は 3 月 2 日から 3 月 31 日まで利用中止としています。

続いて、図書館事業の総合市民図書館、南市民図書館、辻堂市民図書館、湘南大庭市民図書館、並びに 11 市民図書室の対応は、本等の貸し出しについては通常通りです。本日 3 月 2 日より各図書館・図書室の閲覧席、視聴覚席、レファレンスルーム等の、人が滞留するようなエリアにおいては使用を中止しております。そして、先ほど市民ギャラリー常設展示室のところでご説明いたしましたが、南市民図書館については、小田急湘南ゲートの営業時間に伴い、平日は 19 時までの開設に変更となっています。

オリンピック・パラリンピック開催準備室には所管施設がありませんので、対応としては主催事業の中止となっております。

なお、各施設利用については利用キャンセルの申し出につきましては、新型コロナウイルスの感染症対策に関するキャンセルであれば、全額返金の予定です。

生涯学習部・社会教育施設の対応については以上です。

平岩教育長  
大津委員

報告が終わりました。以上のことについて何か質問はありますか。

説明の内容はよく理解できました。この施設利用については通常通り、ということになると、保菌者が施設を利用した場合、いろいろな場所を触れたりすると考えられます。その場合の消毒など、どのように対策を考えているのか。また、図書については本に付着しているウイルスが長く生存することがあると聞いています。その場合の消毒や対処方法についてもお聞かせください。

神原生涯学習部部長

施設利用の消毒については、各施設に消毒液の完備をしています。施設に出入りの際に消毒をしていただくことで、感染症に注意していただいています。市の対応方針としては、施設利用者には、その利用の主催者側で感染症対策を講じることとしております。こちらを前提としての利用となっており、使用し終わったあとすべての消毒等の対応を施設側では行っていないのが現状です。図書についても同様で、相当数の図書がありますので、返却されたものについての消毒等の対応は原則行っていない状況です。

大津委員

図書の部分で聞きたいのですが、職員が利用者から返却された図書を書架へ返却すると思いますが、その際、手袋の着用など、感染予防は行っているのでしょうか。

神原生涯学習部部長 図書館の職員の対応につきましては、マスクの着用と手指の消毒など、万全にするよう指示をしておりますので、その状態で職務にあたっています。手袋の使用について、直接利用者と対面するところでの使用に関しては、理解を得ることがなかなか難しい状況も想定されますが、マスクに関しては理解をさせていただいております。書架整理時に関する手袋使用に関しては、ご意見として持ち帰らせていただき、感染拡大に繋がることのないよう対策に活かさせていただきたいと思いません。

平岩教育長 他にはご意見、ご質問はありますか。  
ないようですので、この報告を終わります。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

平岩教育長 以上で、本日予定いたしました、案件は、すべて終了いたしました。  
次回の定例会につきましては、3月18日 水曜日 午後5時から、傍聴者の定員は20名、場所は、本庁舎3階 3-3会議室において開催することで決定しておりますので、よろしくお願いいたします。  
以上で、本日の日程は、すべて終了いたしましたので、閉会といたします。

午後6時41分 閉会